明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
一　○社会生活基本調査規則の一部を改正する省令（総務五〇）

〔告　示〕
三　○債務救済措置（債務支払猶予方式）に関するモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一五五）
四　○債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する日本国政府とカメルーン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一五六）
五　○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産六九四、六九五）
六　○動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件（同六九六）
　○動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件（同六九七）
　○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））の採捕の停止に関する件（同六九八）
　○信号符字を点附した件
　○信号符字を取り消した件（国土交通三九六）
　○船舶国籍証書を無効とした件（同三九八）
　○道路に関する件（近畿地方整備局九七）
　○道路に関する件（中国地方整備局五七）

〔国会事項〕
七　法務省

〔人事異動〕
七　財　政

〔叙位・叙勲〕
七　日本放送協会令和三年度収支予算について（総務省）

〔官庁報告〕
八　国土調査の実施に関する公示（国土交通省）

〔公　告〕
一〇　諸　事　項
二　官庁
　財団関係
　裁判所
　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
　特殊法人等
二六　農林水産省共済組合定款の一部変更、林野庁共済組合定款の一部改正、企業年金基金変更関係
二九　会社その他

省令

○総務省令第五十号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、社会生活基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月二十七日

総務大臣　武田　良太

社会生活基本調査規則の一部を改正する省令

社会生活基本調査規則（昭和五十六年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査日）	（調査日）
第四条　社会生活基本調査は、直前の社会生活基本調査を行った年から五年目に当たる年（以下「実施年」という。）の十月二十日（第六条第一項第三号ヌに掲げる事項にあっては、同日を含む九日間のうち、次条の総務大臣の指定する調査区ごとに、総務大臣の定める方法により総務省統計局長が定める日）現在によって行う。	**第四条**　社会生活基本調査は、直前の社会生活基本調査を行った年から五年目に当たる年（以下「実施年」という。）の十月二十日（第六条第一項第三号ルに掲げる事項にあっては、同日を含む九日間のうち、次条の総務大臣の指定する調査区ごとに、総務大臣の定める方法により総務省統計局長が定める日）現在によって行う。
（調査事項等）	（調査事項等）
第六条　社会生活基本調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項（一部の調査世帯の世帯員については、第三号ホからリまで並びに第四号ホ及びヌを除く。第十二条第一項において「調査事項」という。）を調査する。	**第六条**　社会生活基本調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項を調査する。
一　全ての世帯員に関する事項	一　すべての世帯員に関する事項
［イ～ハ　略］	［イ～ハ　同上］
［二　略］	［二　同上］
三　十歳以上の世帯員に関する事項	三　［同上］
［イ～リ　略］	［イ～リ　同上］
［削る］	ヌ　スマートフォン・パソコンなどの使用状況
ヌ　生活行動の種類別時間	ル　生活行動の種類別時間及び天候